

別記

町有林産物公売説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (3) 町税の滞納がないこと。

2 入札参加資格が認められない者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和8年6月25日(木)の午後5時まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。以下同じ。)
 - イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先
 - ウ 提出方法 書面(様式任意)は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)への回答は、入札日の前日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3 町有林産物(立木)公売物件明細書に関する質問

町有林産物(立木)公売物件明細書に関する質問については、公告で指定した契約担当課に対して書面(様式任意)により令和8年6月25日(木)の午後5時までに行うこと。回答については、照会先の契約担当課において文書にて回答する。なお一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

4 町有林産物(立木)公売物件明細書及び契約条項の閲覧

公告で指定した閲覧場所において、閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは当日限りとする。

5 契約成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

イ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

6 その他

(1) 手続における交渉は無いこと。

(2) 提出された書類は返却しないこと。

(3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。

(4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。

(5) 入札に関する詳細は、町有林産物公売入札心得によること。

(6) 本公売は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、落札決定者と仮契約を締結し、議会の議決日をもって、本契約とする。